

発行・編集/相模原市・藤野町合併協議会、相模原市・城山町合併協議会 **3**042-769-8206 〒229-0036 神奈川県相模原市富士見6-6-23 けやき会館3階

合同発行

相模原市と城山町との合併協議が始まる

第1回相模原市・城山町台併協議会を開催

相模原市と城山町で構成する「相模原市・城山町合併協議会」の第1 回協議会が、平成18年4月24日(月)午後1時30分から、けやき会館5 階大樹の間において開催され、相模原市と城山町による合併に関する協 議がスタートしました。

当日は、規約・規程などに関する報告や、合併の方式、合併の期日な ど32の協議事項について説明や協議が行われました。(協議結果につい ては、下表「第1回協議会協議結果及び今後のスケジュール」をご覧く ださい)

なお、協議内容等の詳細については、次号(平成18年5月15日発行予 定)でお知らせをいたします。

第1回協議会協議結果及び今後のスケジュール

第1回 合併協議会 4月24日(月)

<協議事項> 次の事項について、すべて決定されました。

基合	合併の方式	編入合併
基合体(合併の期日	平成19年 3 月11日
項目	新市の名称	相模原市
目	新市の市役所の場所	現在の相模原市役所

- ・事業計画及び予算
- ・合併協定項目
- ・事務事業一元化の基本方針
- ・議会議員の定数及び任期の取扱い
- ・農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
- ・特別職の身分の取扱い
- ・一般職の職員の身分の取扱い
- ・財産の取扱い
- ・条例、規則等の取扱い
- ・事務組織及び機構の取扱い ・行政連絡機構の取扱い
- ・慣行の取扱い
- ・公共的団体等の取扱い
- ・町名・字名の取扱い

- ・土地利用の取扱い
- ・上下水道事業の取扱い
- ・地方税の取扱い
- ・国民健康保険事業の取扱い
- 介護保険事業の取扱い
- ・保健衛生事業の取扱い ・使用料、手数料の取扱い
- ・補助金、交付金等の取扱い
- ・一部事務組合等の取扱い
- ・消防団の取扱い
- ・防災事業の取扱い
- ・地域自治区等の設置及び都市内分権
- ・合併市町村基本計画(素案)
- <報告事項> 次の事項について、すべて承認されました。
- ・規約・諸規程 ・各種事務事業の取扱い
- ・合併まちづくり計画(案)

第2回 合併協議会 平成18年5月9日



- <協議事項>
- ・合併市町村基本計画

第3回 合併協議会 平成18年5月下旬

- <協議事項>
- ・合併市町村基本計画
- < 報告事項 > ・合併協定書の調印

協議会において、協議事項の協議が調わなかった場合には、継続協議として次回会議に改め て諮ります。

事務事業一元化の基本方針

事務事業一元化の基本方針は、各市町で行われている窓口業務、あるいは福祉、建 設、教育などの事務事業について一元化を図るため、基本的な方針を定めたものです。

事務事業の一元化を図るにあたり、次のことを基本原則とします。

- (1)新市としての一体性をできるだけ早く確保すること。
- (2)住民福祉の向上に努めること。
- (3)使用料・手数料や地方税などの負担が公平となるよう努めること。 (4)健全な財政運営に努めること。
- (5)行政改革を推進する観点から事務事業の見直しに努めること。
- (6)地域特性の尊重に努めること。

2 調整方針

基本原則に基づき、相模原市の制度を基準に統一・調整を図るものとします。また 各市町の制度のうち、地域特性を有するものや、合併後直ちに統一・実施することで 住民生活等に大きな影響があるものについては、経過措置を設定するなど円滑な移行 に向けた調整を図るものとします。



相模原市・城山町合併協議会委員等名簿(平成18年4月24日現在)

X	分	氏 名	備考
会	長	小川勇夫	相模原市長
副	会長	八木大二郎	城山町長(協議会会長職務代理)
		今井 満	相模原市議会議長
		山岸一雄	相模原市議会合併問題特別委員会委員長
		小林一郎	相模原市議会合併問題特別委員会副委員長
		久保田義則	相模原市議会合併問題特別委員会委員
		三橋 豊	相模原市自治会連合会会長
		吉本一夫	相模原市社会福祉協議会会長
	相模原市 相模原市	一戸法子	特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら理事
	1015/3/10	河本洋次	相模原商工会議所会頭
		鈴木高広	相模原青年会議所理事長
		根岸 清	相模原市農業協同組合専務理事
		矢越孝裕	元相模原・津久井地域合併協議会(任意協議会) まちづくりの将来ビジョン検討委員会委員長
		小嶋省二	津久井町地域協議会会長
		荒井正次	相模湖町地域協議会会長
		栄 裕明	城山町議会議長
委 員		曽根哲男	城山町議会副議長
		井上 清	城山町議会議会運営委員長
		小野志郎	城山町議会合併調査特別委員会委員長
		熊谷達男	城山町自治会連合会会長
		内田昭和	城山町社会福祉協議会会長
	城山町	柳川静德	城山町商工会会長
	<i>у</i> у, ц ш ш ј	齋藤久雄	城山町観光協会会長
		串田茂美	元城山町自治会連合会会長
		窪田雅詞	元城山町PTA連絡協議会副会長
		中里州克	元相模原・津久井地域合併協議会(任意協議会) まちづくりの将来ビジョン検討委員会副委員長
		神藤幸和	津久井青年会議所副理事長
		加藤奉文	津久井郡農業協同組合地区理事
	1市1町共通	森 繁之	相模原津久井地域連合事務局長
	神奈川県	山口英樹	神奈川県広域行政担当部長
	1박자/기차	萩原克彦	神奈川県県北地域県政総合センター所長
	マドバイザー		東海大学政治経済学部教授
アド			一橋大学大学院法学研究科教授
アドバイザー		高見沢 実	横浜国立大学大学院工学研究院助教授
		牛山久仁彦	明治大学政治経済学部助教授
監	事	有山正則	城山町代表監査委員
mi	7	菊地原一朗	城山町監査委員

相模原市・藤野町合併協議会委員の変更

新たに次の方に委員として就任していただきました。

神奈川県広域行政担当部長 山口 英樹

萩原 克彦 神奈川県県北地域県政総合センター所長

堀江美智子 藤野町社会教育委員

相模原市、城山町、藤野町の合併による

台併まちづくり計画(概要)

この計画は、相模原市・藤野町合併基本計画と相模原市・城山町合併基本計画(素案)を集約し、相模原市と城山町、藤野町の1市2町が合併した場合のまちづくり計画としてまとめたものです。なお、相模原市・城山町合併基本計画(素案)については、5月22日まで住民の皆様のご意見を募集していますので、この合併まちづくり計画を参考に、ご意見をお寄せ下さい。詳しくは、5面をご覧ください。



面積

区分	相模原市	城山町	藤野町	合 計	神奈川県
面積(k m²)	244 .03	19 .90	64 91	328 .84	2 <i>A</i> 15 <i>8</i> 5
面積比(%)	74 2	6 .1	19 .7	100 .0	-

将衆人回の見通し

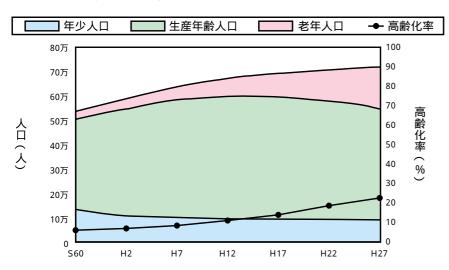
将来人口の推計:単位(人)

区分	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	[区分	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	
				1	相模原市	663 <i>4</i> 64	678 ,030	685 ,625
地域合計 (1市2町)	697 586	711 ,379	717 ,985		年少人口	94 253	92 ,668	87 ,894
					生産年齢人口	475 ,540	459 ,990	443 ,064
					老年人口	93 ,634	125 ,372	154 ,667
年少人口	98 ,756 96 ,883 (14 .1%) (13 .6%	96 ,883 (13 .6%)	91 ,840 (12 ,8%)		城山町	23 ,344	23 ,582	23 ,519
					年少人口	3 230	3 264	3 ,179
	499 ,311 481 (71 ,6%)(67		481 ,777 462 ,551 67 .7%) (64 .4%)		生産年齢人口	16 ,733	15 ,583	14 223
生産年齢人口					老年人口	3 ,381	4 ,735	6 ,117
		,			藤野町	10 ,778	9 ,767	8 ,841
					年少人口	1 273	951	767
老年人口	99 ,469 132 ,719 1 (14 ,3%) (18 ,7%) (2	163 594 (22 8%)		生産年齢人口	7 ,038	6 204	5 ,264	
	. ,	. ,	(== 570)		老年人口	2 <i>4</i> 54	2 ,612	2 ,810

(注)(各年1月1日現在)

平成17年の相模原市の人口には旧津久井町及び旧相模湖町の人口を含む。 参考 平成17年国勢調査速報値(10月1日現在)701,568人(1市2町合計)

人口の推移(1市2町)



まちづくりの基本方針

1 地域の将来像

本地域はさがみ縦貫道路や津久井広域道路の整備により、広域的な交流拠点としての更なる発展の可能性が高まっていることから、東部においては様々な交流・活動の場となる中心市街地の活性化を図るとともに新しい拠点づくりに努め、西部においては地域特性を生かした観光や芸術などを通じてやすらぎと憩いの場を提供していくことが必要です。

このため、広域交流拠点としての機能の充実を図りつつ、水源地域を保全・活用し、 豊かな自然環境と共生した都市基盤の整備や産業の振興を推進することにより、自然 と産業が共存する活力ある地域として更に自立した都市づくりを進めるとともに、住 民一人ひとりが主体となり、将来にわたって安心して質の高い市民生活を実現できる まちづくりを目指します。

「自然と産業が調和し 人と人がふれあう 活力ある自立分権都市 相模原』

∼森が育む水の力 水がそだてるまちの力

まちにいきづく人の力 地域の力と魅力を活かしたまちづくり~

2 まちづくりの考え方

地方分権時代にふさわしい新市を創っていくためには、合併による行政区域の拡大に伴い、地域に根ざしたきめ細かなまちづくりを進めることが今まで以上に必要になりますが、都市を経営するという視点に立って、協働と分権によるまちづくりを進めるとともに、効率的・効果的な行財政運営を推進することが不可欠です。

このため、市民一人ひとりが主体的にまちづくりに関わることによって、地域コミュニティやまちづくりを担う多様な主体の活性化を図り、都市内分権を進めることが重要です。また、市政の計画・実施・評価のすべての段階における市民参加を促進し、市民のニーズが的確に反映された、市民の満足度を高める施策の展開が求められます。さらに、民間活力の積極的な導入やIT化の推進、事務事業や組織体制の見直しなど、最少の経費で最大効果のサービスを提供していく必要があります。

3 将来都市構造

各市町の持つ地域特性を活かし、今まで進められてきたまちづくりの経緯を踏まえ、 地域における様々な活動や交流の場としての拠点の形成や、拠点間の連携を図るネットワークの形成を進めることとします。また、このことにより、より一層活力ある地域として多核・多拠点型の都市づくりを目指します。

(1)中心市街地としての都市の核

橋本、相模原、相模大野の各駅周辺地域については、都市の核であり、中心市街地として商業、業務、文化などの都市機能の集積が図られています。今後とも、相互の連携を図りながら交流・都市活動の場となる各拠点とも連携し、中枢業務やコンベンション機能などの高次都市機能の集積をより一層進め、魅力の向上を進めることとします。

(2)多様な拠点

多種多様な拠点の整備を進めるとともに、それぞれの拠点の有機的なネットワーク 化を図り、各拠点の連携、相互補完による地域の一体性の強化を目指します。

新たなまちづくりの拠点 麻溝台・新磯野地区、当麻地区 新たな産業の拠点 大島・小倉地区、串川地区、内郷地区

観光交流拠点 相模湖周辺

自然ふれあい拠点 奥相模湖、宮ヶ瀬湖、木もれびの森

芸術と憩いの拠点 名倉、牧野地区

(3)交流を支える都市軸とゾーン

地域の一体性の強化と均衡ある発展のため、都市構造上の骨格となる都市軸の形成を目指します。

また、都市的な土地利用の進む相模原地域は「くらしとにぎわいのゾーン」、水源地域を抱え豊かな自然環境を持つ津久井地域は「うるおいといこいのゾーン」として位置付け、それぞれの特性を生かした多核・多拠点型の都市構造の形成を目指します。

アー広域交通網の充実

さがみ縦貫道路や国道などの整備促進、リニア中央新幹線の駅の誘致、小田急 多摩線や京王相模原線の延伸の促進

イ 市民生活に密着した交通網の充実

幹線道路網の充実(津久井広域道路・都市計画道路の整備、(仮称)下九沢大 島線の具体化)

公共交通網の充実 (バスネットワークの強化、新しい交通システムの検討)

みずの軸 相模川、道志川 みどりの軸 横山丘陵、相模川沿いの斜面緑地

のとりの軸 横山丘陵、柏侯川沿いの帰面。 「水源の森」ゾーン 丹沢大山国定公園

みずとみどりのレクリェーションゾーン 相模川・道志川の流域、城山湖・津久井湖・相模湖の周辺、宮ヶ瀬湖から城山にかけての地域、県立陣馬相模湖自然公園周辺



基本目標

基本目標

交通、都市基盤

人、自然、産業、文化…新しい都市の交流と 発展を支える 質の高い交通・都市基盤をめざす

都市の健全な発展と市民生活の利便性や快適性の向上、そして人、自然、産業、文化など様々な交流の架け橋という観点から、骨格となる交通網の強化と質の高い都市 基盤の整備が重要となります。

このため、さがみ縦貫道路、津久井広域道路等の早期整備を図るとともに、鉄道輸送・バスネットワークの強化、新しい交通システムの導入等に取り組むことにより、高齢化や日常生活圏の拡大に伴う多様な交通ニーズに対応した公共交通網の確立を目指します。さらに、増え続ける自動車交通などを円滑に処理していくため、TDM(交通需要マネジメント)施策の推進に取り組み、交通渋滞の解消に努めます。

また、本地域の交流・都市活動の核となる中心市街地や多様な拠点の形成に向けた 基盤整備を図るとともに、水源地域の保全と生活環境の向上のための上下水道の整備 や、高度情報化に対応する情報基盤の整備、公園等市民の憩いの場となる空間の整備、 美しい都市景観の形成等を進め、快適で魅力ある居住環境の創造を目指します。

基本目標

自然・環境

自然の豊かさを日常的に感じるまちをめざす

本地域の西部は広大な森林や清流、湖などみどり豊かな自然環境に恵まれており、神奈川県の重要な水源地域となっています。また、自然と都市の融合や自然と人との共生をまちづくりの基本に、日常的に暮らしの中で自然を身近に感じられるようにすることにより、人々の自然に対する意識をより深いものとすることが求められています。

。 同時に、相模川上流の水源地域からその下流にあたる都市部までが一体の地域となることから、地域全体の健全な水循環を確保するための施策を総合的に行うことにより、生態系に配慮したうるおいある水辺空間づくりを進める必要があります。

このため、水源涵養、治水、保健休養等の森林の有する公益的な機能に配慮した保全方策を推進するとともに、自然環境に対する意識を啓発し、河川、湖の水質の向上を図るなど、水源地域の総合的な環境の向上を目指します。

また、市街地周辺においても里山、谷戸が残っているほか、相模川などの水辺や斜面林がみどりの軸を形成しており、市街地に残された貴重な平地林である木もれびの森や都市公園、緑地としての農地などと良好なみどりを形成することにより、都市内部でも自然を感じられるうるおいと風格のあるまちづくりを目指します。

さらに、限られた資源を大切にする循環型社会の形成を目指すとともに、廃棄物の 適正処理を目的とした施設整備を行うなど、環境に配慮した取組を進めます。

基本目標

産業、観光、土地利用

地域経済を支えるために生活・自然環境と調和し、

地域特性を活かした産業創生をめざす

本地域の活力ある発展とゆとりある豊かな市民生活の実現には、多様な産業の振興と計画的な土地利用の推進が重要となります。

このため、新たな産業の誘致や大学・研究機関、インキュベーション施設と連携した工業振興に取り組むとともに、生活の核となる個性的・魅力的な商店街の形成を図ります。

各地域の歴史・文化などをはじめとする特性を観光資源として捉え、積極的な情報 発信に努め、観光の振興を図ります。特に、水源地域では、水辺環境や貴重な動植物 が生息する豊かな自然環境を保全しながら農林業の振興を図るとともに、文化・芸術 などの地域特性を活かした観光振興などにより、都市住民が自然とふれあう場を提供

また、さがみ縦貫道路や津久井広域道路の整備を踏まえた計画的な土地利用を進めるとともに、市街地の高度利用や農業・森林地域での適切な土地利用など、地域の状況に応じた土地利用を図り、良好な居住環境の保全及び創造と秩序ある都市の発展を目指します。

基本目標 教育・文化、保健・医療・福祉、安全・安心 心の豊かさを育み、安心して活き活きとした 市民生活の実現をめざす

活き活きとした安全・安心な市民生活を実現するためには、心豊かな人づくりや人 にやさしいユニバーサルなまちづくりが重要となります。

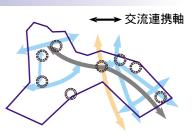
このため、教育環境を充実し、地域固有の自然や歴史、文化などの資源を活用した体験学習や郷土学習を通じてふるさと意識の醸成に努め、人間性豊かな教育の実現を目指します。同時に、市民の自己実現の場としての文化、芸術活動の促進などにより、生きがいや心の豊かさが実感できるとともに、医療機関や福祉施設と家庭、地域とが連携した保健・医療・福祉体制を確立することにより、だれもが安心して生活できる地域社会の形成を目指します。

また、市街地から山間部まで、その地域特性に応じた防災・防犯対策を進め、市民が安全に安心して生活できるまちづくりを目指します。

合併タンポルプロダェクト

1 地域連結夢プロジェクト

市民生活や経済の活性化を支え、広域的な交流や情報発信を進めるためのインフラとして、幹線道路の早期実現を図るほか、鉄道網の充実に向けて津久井地域への鉄道の延伸を促進し、新しい交通システムの導入を検討します。これにより、交通の利便性、快適性の向上を推進し、新市の一体化を図ります。



【主な事業】

骨格幹線道路の整備(さがみ縦貫道路、津久井広域道路 など) バスネットワークの充実 新しい交通システムの導入検討

2 市民のオアシスプロジェクト

水源地域の山、川、湖などの優れた自然や地域固有の歴史、風土を守るとともに、人と自然が共生し文化、芸術などと親しめる環境を活用し市民のオアシスとなる空間を創出します。また、都市部においても、市民の憩いの場となる魅力ある快適空間の創出に取り組みます。



【主な事業】

自然に親しむ空間整備事業

(森林ミュージアム・オートキャンプ場・ハイキングコースの整備、グリーンツーリズムの促進 など) 伝統文化の保存活用(エコミュージアム、フィールドミュージアム など)

本地域は、まち(都市部)と水源や森林など豊かな自然を併せ持つことから、その特色を生かして観光や産業の振興を図るため、多様なイベントを有機的に連携させ、観光拠点の整備を進めるとともに、特産品を生かした地場産業の振興を図ります。

また、豊かな自然環境や、交通の利便性など首都 圏における立地特性等を活かして、骨格幹線道路の 整備に伴う周辺土地利用の活性化を図り、企業誘致 を進めるなど、産業創生に取り組みます。



【主な事業】

五なず来る 新たな産業の創出事業 (企業立地基盤の整備と誘致、産学連携 など) 産業と観光が連携した魅力ある観光地づくり(観光拠点整備推進事業 など)

豊かな人間性を育む環境づくりを進めます。 子どもから大人まで、あらゆる人が生涯にわた って学習することができる機会を提供すること により、生涯現役時代にふさわしい"生涯学習 都市"を目指します。

【主な事業】

生涯学習キャンパスの展開

((仮称)市民・大学交流センターの整備

生涯学習の新しいネットワークの構築 (図書館、博物館、公民館、大学などのネットワーク化)

生じた問題・ 課題の解決方 法を考える 白然 学校 大学 福祉施設 文化施設 レクリエー ション施設 社会・生活 地域活動 ボランティア活動 能力を活かす

活用する

防犯

福祉

安全・安心なまちづくり

医療

教育 防災·消防

保健

市民力

行動力・能力

(ボランティアの活力 高齢者の能力 等)

学び・遊び

市民キャンパス(イメージ)

5 安全・安心ネットワークプロジェクト

全ての市民が豊かに暮らせるよう、安全・ 安心なまちづくりを進めます。このため、保 健、医療、福祉の充実を図ります。また、地 域コミュニティの強化を図り、住民自らが地 域を守るシステムを形成します。

【主な事業】

総合的な保健・医療・福祉施策の推進 ((仮称)北地区保健福祉センターの整備、 特別養護老人ホーム等の整備促進 など) 防災、消防対策の強化

(地域防災活動の支援、消防施設の整備、防災無線整備 など)

安全・安心なまちづくりの推進

(安全・安心まちづくり推進体制の構築、地域防犯活動の支援 など)

6 パートナーシップ・都市内分権プロジェクト

都市内分権(分権型社会)を実現し、市 民や民間団体、企業など地域社会を構成す る様々な主体の協働による、自主的、自律 的なまちづくりを目指します。

【主な事業】

市民主体の協働によるまちづくりの推進 (さがみはらパートナーシップ推進指針・ 都市内分権の推進、コミュニティ活動へ の支援 など)



施策体系

朱書きは1月に作成した相模原市・藤野町合併基本計画に追加した事業です

(1)人、自然、産業、文化…新しい都市の交流と発展を支える 質の高い交通・ 都市基盤をめざす 基本目標

交诵

骨格幹線道路網の整備

広域幹線道路の整備促進(さがみ縦貫道路、津久井広域道路、県道52号(相模

国道、県道の整備促進 国道16号、国道20号、国道129号、国道412号、国道413 号、県道46号(相模原茅ヶ崎)、県道48号(鍛冶谷相模原)、県道51号(町田 厚木)、県道76号(山北藤野)、県道503号(相模原立川)、県道507号(相武 台相模原)、県道508号(厚木城山) など)

幹線道路の整備((都)相原大沢線、(都)相原宮下線、(都)橋本大通り線、(都) 宮上横山線、(都)原宿山野線 など)

(仮称)下九沢大島線の具体化

(都)宮下横山台線延伸の具体化に向けた検討

中央自動車道の整備促進(6車線化、相模湖東出口(オフランプ)の改良促進) 公共交通網の充実

広域交通ネットワークの整備(リニア中央新幹線の建設促進及び駅の誘致 な ど)

鉄道網の充実(小田急多摩線及び京王相模原線の延伸の促進、JR相模線の複 線化の促進、JR横浜線・中央本線の相互乗り入れの促進 など)

藤野駅周辺交通施設整備 TDM(交通需要マネジメント)施策の推進事業 バスのネットワークの充実 交通バリアフリー基本構想の推進

バス利用促進事業の推進 乗合バス路線維持事業

バスターミナル整備事業 コミュニティバスの導入検討事業

駐車場対策

公共駐車場整備事業(小田急相模原駅北口地区)

放置自転車等対策の強化 自転車駐車場整備事業(南橋本駅)

民間自転車駐車場の整備促進(小田急相模原駅北口地区)

新しい交通システムの導入検討

新しい交通システムの導入検討事業

人にやさしい道づくり

歩行者専用デッキ等の整備 交通安全施設整備事業

都市基盤

上水道の整備推進

簡易水道などの公営化推進

下水道の整備推進

公共下水道整備事業

都市緑化と公園整備の推進

公園整備事業(相模原麻溝公園、古淵鵜野森公園、(仮称)テクノパイル田名 公園、(仮称)中央公園 など)

民有地緑化の促進(屋上緑化等助成 など) 緑道ネットワーク化事業

良好な住まいづくりの推進

住環境保全・形成支援事業 地区計画や建築協定等の促進

街づくり活動推進条例の推進

美しい都市景観の形成

都市景観形成基本計画の推進(景観計画の策定) 屋外広告物等の規制、誘導 優良建築物等整備事業(橋本6丁目D地区)

高度情報化基盤の整備推進

情報基盤の整備

住宅対策

市営住宅の整備(田名塩田団地、南台団地 など) 市営住宅の改善

(2)自然の豊かさを日常的に感じるまちをめざす 基本目標

自然・環境

自然環境の保全、創造、活用

木もれびの森づくり事業 境川沿い緑地の保全

清流とホタルの里づくりの促進 ほたるの里づくり推進事業

水源地域の保全

水源の森林の保全 合併処理浄化槽の設置促進

湖環境の向上

湖の水質改善 河川環境の向上

準用河川改修事業(鳩川、八瀬川、姥川) 都市基盤河川改修事業 道保川)

ビオトープの創出 里山・谷戸環境の保全

里山・谷戸環境保全推進事業

環境保全活動の推進

環境情報システムの活用 環境パートナーシップの推進

廃棄物対策の推進

-般廃棄物処理施設整備の推進(清掃工場、し尿処理施設、最終処分場、粗大 ごみ処理関連施設 など)

ごみの減量化・資源化施策の推進(新たな分別回収品目の追加、事業系ごみ減 量化等の促進 など)

廃棄物不法投棄防止対策の推進

(3)地域経済を支えるために生活・自然環境と調和し、地域特性を活かした産業 創生をめざす 基本目標

産業

活力ある産業の振興 総合的な産業振興施策の推進(産業振興ビジョン推進事業 など)

新たな成長産業の創造(産学連携支援事業、広域連携支援事業、コミュニティ ビジネス支援事業、起業家育成事業など)

産業支援基盤の整備(インキュベータの整備) 総合的な物流施策方針の検討 津久井リサーチ・インテリジェントパークエリア整備事業

中小企業の育成

経営安定化と経営革新の支援(中小企業振興資金などの各種融資の実施など) 工業の振興

人材、技術など経営資源の強化支援(共同研究開発支援事業等) 企業立地の促進及び工業用地の保全と創出(産業集積促進事業の推進)

農林業の振興

新都市農業推進事業(アグリセンター事業などの拠点事業、バイオマス・フロ ンティア事業などの促進事業、民間参入を促進する事業)

農業経営基盤強化推進事業(認定農業者育成事業、有害鳥獣対策事業、農産物 加工交流施設整備)

環境保全型農業推進事業 農林業後継者・担い手確保対策事業

地場農産物ブランド化促進事業

商業の活性化

特色ある商業地の形成(中心商業地・地区中心商業地形成事業の推進、中心市 街地活性化施策の推進)

にぎわいのある商店街づくりの支援(商店街活性化の促進、空き店舗対策の促 進)

高感度な商業・サービス業の集積(魅力ある個店づくりの支援、若手経営者の 育成、商店街・大型店・ロードサイド店の連携・共生支援)

雇用対策の推進と勤労者福祉の充実

無料職業紹介事業

勤労者福祉施策の充実(あじさいメイツの事業支援 など)

観光

観光の振興

商・工・農業と連携した観光産業の推進

観光拠点の整備とネットワーク化の推進 観光振興計画の推進

観光マイスター、観光ボランティアの育成・支援

ITを活用した都市型観光情報の受発信 FC (フィルムコミッション)推進事業 森林ミュージアム推進事業

自然を活かしたレクリエーションの振興

水源地域交流の里づくり事業 ふるさとの森整備事業

三井親水公園整備事業 ハイキングコース整備事業

グリーンツーリズム推進事業 民間レクリエーション事業への支援検討 十地利用

計画的で秩序ある土地利用の推進

土地区画整理事業(麻溝台・新磯野地区、当麻地区、(仮称)城山IC周辺地 区、東金原地区)

キャンプ淵野辺留保地の利用計画の検討 インダストリアルフォレスト計画の推進

特色のある

都市再生緊急整備地域(橋本駅周辺地区)の整備促進

中心市街地の整備 市街地再開発事業(相模大野駅两側地区、小田急相模原駅北口地区)

米軍基地対策の推進

相模総合補給廠、キャンプ座間、相模原住宅地区の全面返還の推進 一部返還、共同使用の推進

(4)心の豊かさを育み、安心して活き活きとした市民生活の実現をめざす

教育・文化

幼児教育の充実及び多様化

私立幼稚園預かり保育の支援 幼稚園就園の支援

私立幼稚園運営の支援 学校教育の充実及び多様化

少人数指導等支援事業 外国人英語指導助手派遣事業

学校の情報化推進事業

特色ある学校教育の推進(国際教育、情報教育、環境教育、藤野地域の教育特

区など)

教育相談の充実(いじめ、不登校 など)

学校教育環境の整備

小中学校施設整備事業 屋内運動場の整備・改修事業

学校給食施設設備整備事業 藤野地域の小学校統廃合事業

生涯学習の推進

(仮称)市民・大学交流センター整備事業

(仮称)南生涯学習センター整備事業

青少年の健全育成

青少年健全育成環境づくり事業

スポーツ・レクリエーションの振興

地域スポーツクラブの育成支援

競技場、スポーツ広場の整備(相模原麻溝公園競技場、横山スポーツ広場、相

模湖林間公園野球場等 など)

中央総合体育館の整備計画の推進 武道館の整備検討

夜間照明設備設置の推進

文化施設の整備及び活用

文化施設等の検討整備 図書館建設事業

フォトギャラリーの設置検討 (仮称)南市民ギャラリー整備事業

合唱の里づくり事業

伝統的行事、文化財の保護及び活用

遺跡公園整備事業(田名向原遺跡、勝坂遺跡、川尻石器時代遺跡)

小原宿本陣整備事業 遺跡保存事業(津久井城遺跡、寸沢嵐遺跡 など) エコミュージアム推進事業

国際交流の推進

国際交流推進事業 中学生海外派遣事業

男女共同参画の推進

男女共同参画推進センター運営事業

ドメスティック・バイオレンス防止対策事業

地域住民の連帯強化、地域振興

合併市町村振興基金の積立 地域再生プログラム事業

芸術文化の推進

フィールドミュージアムの推進 ふるさと芸術村構想の推進

保健・医療・福祉

医療体制の充実

医療費適正化対策の推進 小児医療費助成事業

子育て環境づくりの充実

こどもセンター建設事業 児童クラブ整備事業

待機児童の解消 (保育所の施設整備) 認可外保育施設支援事業

児童虐待予防・防止体制の整備 母子家庭等自立・生活支援事業

高齢者福祉の充実

ふれあいセンター整備事業 地域包括支援センター運営事業

特別養護老人ホーム、老人保健施設等の整備促進 高齢者大学運営事業

障害者福祉の充実

相談・支援体制の充実 地域生活・自立生活支援施策の充実

障害福祉施設、地域作業所等への支援

地域福祉の充実

地域福祉推進事業 (仮称)北地区保健福祉センターの整備

ボランティア活動促進事業 援護を要する人の福祉の充実

要援護者への自立支援事業

保健・衛生の充実

健康づくりの充実(市民健康づくり運動推進事業、健康増進事業)

(仮称)北地区保健福祉センターの整備(再掲)

安全・安心 防災対策の推進

防災行政用同報無線整備事業 デジタル地域防災無線の整備事業

既存建築物総合防災対策推進事業 防災備蓄倉庫・資機材整備事業

飲料水兼用貯水槽設置事業 非常用発電設備整備事業

防災工事(底沢線、阿津増原線) 治山・治水対策の推進

準用河川改修事業(鳩川、八瀬川、姥川)

都市基盤河川改修事業(1級河川鳩川、道保川) 公共下水道(雨水)の整備

消防体制の整備推進

消防庁舎建設事業 119番受信・指令システム整備事業

デジタル消防・救急無線の整備事業 消防車両購入事業

消防水利整備事業 救急高度化推進事業

防犯対策、交通安全対策の推進

安全・安心まちづくり情報の提供事業

地域防犯活動支援事業(地域防犯リーダーの育成 など)

安全な消費生活の確立

消費生活センターの整備事業 消費生活相談事業

相模原市、城山町、藤野町の合併による財政推計

1 基礎となる数値と考え方

基本的に各市町の平成16年度一般会計の決算額を使用し、過去の決算額の推移を基 に歳入、歳出を見込むこととします。

1市2町の人口推計を基に、税収などを見込むこととします。

積算の方法(条件設定)

(1)歳入

市税

将来人口の増減や実績の増減率により推計し、税源移譲等を見込みます。

地方譲与税・交付金

将来人口の増減や実績の増減率により推計します。

地方交付税

普通交付税は、平成16年度の実績値を5 9%減額(地方財政対策を反映)し、その 額が継続するものと仮定します。また、合併補正(4ヵ年で1 52億円)を加算す るとともに、合併特例債償還金相当額の70%を見込み、合併算定替を適用し推計

特別交付税は、平成12年度から16年度までの数値のうち最も少ない額を5 9%減額 (地方財政対策を反映)し、その額が継続するものと仮定します。また、合併財 政需要に係る措置(2ヵ年で28億円)を見込みます。

臨時財政対策債の元利償還金相当額が、普通交付税として交付されるものとして 見込みます。

国・県支出金

扶助費に対する支出金は、扶助費推計値に連動させて推計します。投資的経費に対 する支出金については、歳出の投資的経費に見合った額とします。

また、国庫補助負担金の一般財源化分について見込みます。

市債

投資的経費の財源として見込みます。

その他

繰入金、繰越金のほか、旧津久井郡広域行政組合が行っていた事業に関わる歳入や 中核市移行等に伴う歳入、事務事業の一元化に伴う財政への影響額を見込みます。

(2)歳 出

人件費

首長などの特別職は、平成16年度実績値で推計します。

議員報酬は16年度実績値を用い、市町村の合併の特例等に関する法律の規定による 定数特例を適用するものとして推計します。

一般職の人件費については、旧津久井郡広域行政組合の人件費分を加算し、合併後 4年間は前年度職員数の1%を減少させることとして推計します。

扶助費

全国の増加率により推計します。

公債費

地方債の償還計画を基に推計します。

物件費

微増で推移すると見込みます。

補助費等

実績の増減率により推計します。

投資的経費

本計画に位置づけた主要事業、及びその他必要な普通建設事業について見込みます。

維持補修費や積立金のほか、旧津久井郡広域行政組合が行っていた事業に関わる歳 出や、中核市移行等に伴う歳出、事務事業の一元化に伴う財政への影響額を見込みま す。

3 推 計 結 果

(単位:百万円) 【歳入】

	市税	地方譲与税 ・交付金	地方 交付税	国・県 支出金	市債	その他	歳入合計
平成19年度	112 281	12 ,702	4 219	25 ,838	19 ,896	21 ,164	196 ,100
平成20年度	111 ,932	11 ,925	4 280	24 ,944	17 ,782	19 ,826	190 ,689
平成21年度	111 543	11 ,167	4 ,304	24 ,957	17 ,738	19 258	188 ,967
平成22年度	111 220	11 ,183	4 ,375	24 ,664	15 <i>4</i> 36	18 ,375	185 253
平成23年度	111 ,066	11 215	4 <i>4</i> 12	24 ,763	16 ,147	18 253	185 ,856
平成24年度	110 ,885	11 247	4 <i>4</i> 91	25 ,342	15 ,937	19 ,178	187 ,080
平成25年度	110 <i>A</i> 17	11 ,279	4 574	25 ,642	17 ,208	20 ,231	189 ,351
平成26年度	109 ,967	11 ,312	4 ,658	25 ,688	17 ,823	20 ,528	189 ,976
平成27年度	109 503	11 ,345	4 ,739	25 ,389	16 ,804	21 ,465	189 245

【歳 出】 (単位:百万円)

1/02 III 2								ш/ліл/
	人件費	扶助費	公債費	物件費	補助費等	投資的 経費	その他	歳出合計
平成19年度	43 ,827	30 ,502	19 ,784	25 ,509	8 ,066	28 ,997	39 <i>4</i> 15	196 ,100
平成20年度	43 598	31 ,356	20 ,127	25 ,535	8 ,125	23 507	38 <i>4</i> 41	190 ,689
平成21年度	43 ,690	32 ,124	21 283	25 ,561	8 ,177	22 507	35 ,625	188 ,967
平成22年度	43 ,402	32 ,799	20 ,718	25 ,586	8 222	20 500	34 ,026	185 253
平成23年度	43 ,078	33 ,372	21 /462	25 ,612	8 260	20 ,697	33 ,375	185 ,856
平成24年度	43 ,055	33 ,840	21 ,961	25 ,637	8 290	20 ,628	33 ,669	187 ,080
平成25年度	43 ,169	34 ,195	22 208	25 ,663	8 ,313	21 ,827	33 ,976	189 ,351
平成26年度	43 ,604	34 ,434	21 ,880	25 ,689	8 ,328	21 ,746	34 295	189 ,976
平成27年度	43 ,787	34 ,555	21 ,103	25 ,714	8 ,336	21 ,124	34 ,626	189 245

相模原市・城山町台併基本計画(素案) にご意見をお寄せください

相模原市・城山町合併基本計画 (素案)について、住民の皆様からのご意見を募 集します。この計画は相模原市と城山町が合併した場合の、新市の円滑な運営と均 衡ある発展に資するもので、2面から5面に掲載した合併まちづくり計画のうち、 藤野町に関する部分を除いた計画になります。

素案の全文は下記で配布していますので、ぜひご覧いただき、ご意見をお寄せく ださい。

配布場所

相模原市 相模原市・城山町合併協議会事務局(広域行政推進課)、市役所本 、各地域自治区事務所庶務課 館1階行政資料コー 民館、津久井文化福祉会館、相模湖交流センター

合併推進課、情報コーナー、公民館図書室、保健福祉センター 城山町

合併推進課、各支所 藤 野 町

募集期間 5月22日(月)まで(必着)

記載事項 住所、氏名、電話番号を必ず明記した上、

該当する箇所(どの部分についてのご意見かわかるように、見出し、 行数などを明記してください。)

ご意見とその理由について書いてください。

提出方法 直接持参か郵送、ファックス、Eメールで相模原市・城山町合併協議会 事務局へ(〒229 - 0036 相模原市富士見6-6-23けやき会館3階 **2**042 - 768 - 4066

Eメール kouiki-14@city.sagamihara.kanagawa.jp)

注意事項 提出書面の様式は問いませんが、口頭や電話でのご意見はご遠慮くださ い。なお、合併協議会ホームページから参考様式をダウンロード できます。

相模原市・城山町合併協議会

~新市の各種サービスや住民負担はこのようになります~

相模原市・城山町合併協議会では、各種事務事業の一つひとつについて、相模原市と城山町が合併した場合、どのようにするのか協議を行いました。 そこで、調整・協議が調いました事業や制度の中から、住民生活に関連の深いサービスや負担について、主な内容をお知らせします。

なお、各種事務事業一元化の調整結果や事務事業の内容が掲載された冊子(「会議資料」、「事務事業現況調書」)は、相模原市・城山町合併協議会ホームページに掲載されているほか、合併協議会事務局、市町合併担当窓口等でもご覧になれます。

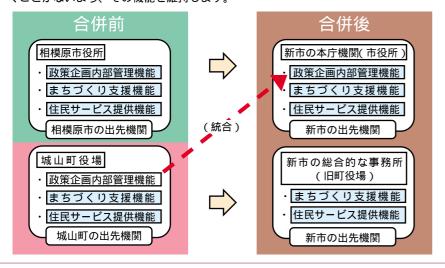
ここに掲載されているサービス等の比較の相模原市の内容については、主に津久井町地域及び相模湖町地域を除いた相模原市と現在の城山町を対比して作成しています。

行政組織

新市の本庁組織については、相模原市の本庁機能を基本として、城山町の「政策企画内部管理機能」を新市の本庁機関に統合します。

現在の城山町役場については、総合的な事務所として、「まちづくり支援機能」と「住民サービス提供機能」を担う組織になります。具体的には、新市全体の効果的・効率的な行政運営の視点から、組織体制を検討します。

また、現在の相模原市及び城山町の出先機関については、住民サービスの低下を招くことがないよう、その機能を維持します。



地域自治区

地域自治区

合併前の地域の歴史や文化などを生かしつつ、合併後の新市として一体的なまちづくりを進めるため、現在の城山町の区域を単位として「地域自治区」を合併の日から平成23年3月31日まで設置します。

名 称	城山町(しろやまちょう)		
設置期間	合併の日から平成23年 3 月31日まで		
住居表示の特例	市名と町名・字名の間に、地域自治区の名称を付け加えることになります。		

住居表示の特例による住所の具体例は、「町名・字名」(下欄)に掲載しています。

地域自治区事務所

地域自治区には、地域協議会の庶務や地域振興などの事務を行う「地域自治区事務 所」を次のとおり設置します。

名 称	城山町地域自治区事務所
位 置	現在の城山町役場
所管区域	現在の城山町の区域

地域協議会

地域自治区には、住民の多様な意見を行政施策に反映する場として、次のとおり「地域協議会」を設置します。なお、「地域協議会」の委員は、地域自治区の住民の中から、各地区の代表、各種団体の代表その他学識経験者、公募委員などを新市の市長が選任します。

名 称	城山町地域協議会
定 数	30人以内
任 期	2 年以内
報 酬	無

町名・字名

相模原市の区域内の町・字(市町名のすぐ後の住所や土地の地番に付く 町などの名称)の区域及び名称については、変更ありません。

城山町の区域内の町・字の区域及び名称についても変更ありません。

なお、城山町では、地域自治区が設置されるため、現在の町・字の名称の前に地域自治区の名称を付け加えた名称となります。

住所の具体例

現 行	新市		
津久井郡城山町川尻	相模原市城山町川尻		
津久井郡城山町久保沢一丁目	相模原市城山町久保沢一丁目		

地方税

個人市(町)民税については、相模原市と城山町の税率に違いはありませんが、法人市(町)民 税の法人税割の税率は、相模原市の税率に統合します。

固定資産税及び都市計画税については、納期を相模原市の制度(5月・7月・9月・12月)に統合するほか、相模原市が3大都市圏の特定市のため、生産緑地地区の指定を受けない場合は、城山町の市街化区域内の農地が宅地並み課税となります。ただし、合併新法により合併が行われた日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分は宅地並み課税を適用しません。

また、城山町に所在する床面積1,000平方メートルを超えるか、従業者100人を超える事業所については、新たに事業所税を負担していただきますが、合併年度を含む6年度の間は課税されません。

- I	区分相模原市城山町新市							
個民 均等割								
人税	均寺制	00, 6		円000, 6				
(声)	所得割	200万円以下 200万円超 700万円超	8% 10%	200万円以下 3% 200万円超 8% 700万円超 10%				
	均等割	5 万円~ (資本金等、従業者	300万円 6数により9段階)	5 万円 ~ 300万円 (資本金等、従業者数により9段階)				
法人市(町)	法人税割	5 億円以上 13 5%	資本金等 税率 5億円以上 14.7% 2億円以上 13.5% 2億円未満 12.3%					
固定	E資産税	1 4	1%	1 4%				
都市計	·画税 1	0.3	3%	0.3%				
軽自	原動機付 自転車 (50cc以下)	1 ,00	1 ,000円					
軽自動車税	四輪乗用 (自家用)	7 20	7 200円					
	四輪貨物 (自家用)	4 ,00	4 ,000円					
2	小型特殊 (農耕作業用)	1 ,000円	1 ,600円	1 ,000円				
事業所税	資産割	資産割 床面積 1 平方		資産割 床面積1平方位に つき600円 従業者割 従業者給与総額 の0 25%				
1 л.	従業者割	従業者給与総額の 0 25%	-	ただし、合併年度を含む 6年度の間に限り、城山町 に所在する事業所について は、課税免除とします。				
入湯税		1人1日150円 課税免除 年齢12歳未満の者 共同浴場又は一般公 衆浴場に入湯する者 入湯料金が1,000円 以下の公衆浴場に入 湯する者	-	1人1日150円 課税免除 年齢12歳未満の者 共同浴場又は一般公衆浴 場に入湯する者 入湯料金が1,000円以下 の公衆浴場に入湯する者				

- 1 都市計画税は、「線引き」がされている区域のうち市街化区域内の土地及び家屋に課税されます。
- 2 軽自動車税は、主な軽自動車等について掲載しています。
- 3 事業所税は、床面積1,000平方メートルを超えるか、従業者100人を超える事業所に課税されます。

公共料金等

下水道使用料

原則的に、相模原市の使用料体系に統合します。なお、新市において改定時期及び 減免規定の見直しを行います。

区分	相模原市	城山町	新市
下水道使用料 (モデルケース)	1 ,737円	1 ,948円	1 ,737円

一般家庭(20m³/月使用)における使用料(消費税を含む)をモデルケースとしています。

下水道受益者負担金・分担金

相模原市の制度に統合します。ただし、受益者負担金については、合併前に事業認可を受けた区域で事業認可期間内(平成24年3月まで)の整備については、城山町の負担金額を引き続き適用します。

区分	相模原市	城山町	新市
受益者負担金	270円 / m²	300円 / m²	相模原市の制度に
受益者分担金	490円 / m²	無	統合します。

金額は1㎡当りの単価で、受益者負担金は市街化区域内及び都市計画下水道事業 認可区域内で整備を行う時に徴収するものです。受益者分担金は市街化区域外(市 街化調整区域)及び都市計画下水道事業認可区域外で整備を行う時に徴収するも のです。

使用料・手数料



使用料については、原則として現行のとおりとします。

区分	相模原市	城山町	新 市
公民館使用料	無料	有料	現行どおり
スポーツ施設使用料 (テニスコート等)	有料	有料	現行どおり

有料施設については、利用団体等の条件により、減免措置があります。なお、合併後、新 市において料金、減免措置等について検討します。

手数料については、原則として、相模原市の制度に統合します。 (1通あたり)

区分	相模原市	城山町	新 市
住民票の写し・ 印鑑登録証明書	300円		300円
戸籍の謄本・抄本	450円		450円

国民健康保険

国民健康保険事業については、国の制度に基づき運営されているため、基本的な事項は、概 ね統一されていますが、保険税の算定方法が異なりますので相模原市の制度に統合します。 国民健康保険税(年額)

区分		相模原市	城山町	新 市	
紀伊朝	医療分	5 .76%	6 .65%		
所得割	介護分	1 .15%	1 .18%		
資産割	医療分	10 .00%	35 .03%		
貝炷刮	介護分	2 .60%	8 .76%		
均等割	医療分	22 500円	22,660円		
(1人あたり)	介護分	5 ,100円	7 200円	相模原市の制度に統合します。	
平等割	医療分	22 800円	19 &10円	<u>Б</u> О& 9 。	
(1世帯あたり)	介護分	5 <i>4</i> 00円	4 <i>4</i> 00円		
/口 []会 1 兴 克克	医療分	306,600円	349 ,300円		
保険税額 (モデルケース)	介護分	53 ,300円	57 ,000円		
(2) 109 - 2)	合 計	359,900円	406,300円		

平成17年度賦課時の税率、金額を使用。

モデルケース

加入者数3人(45歳の夫、38歳の妻、12歳の子)

夫の所得4,000千円 妻と子の所得無し

固定資産税額 50,000円 (夫名義で25,000円、妻名義で25,000円)

隨害福祉

重度心身障害者等福祉手当

重度心身障害者等福祉手当については、相模原市のみで支給されていますが、相模 原市の制度を適用し、城山町にお住まいの方へも支給されます。

many to this call to the many to the call						
区分	相模原市	城山町	新 市			
重度心身障害者等福 祉手当(月額)	(重度) 5,000円 (中度) 3,000円	無	(重度) 5,000円 (中度) 3,000円			

在宅の障害者を対象に、障害の程度が次の表に該当する方に支給されます。ただし、障害児福 祉手当、特別障害者手当などが支給される方及び施設に入所している方には支給されません。

〔対象者〕

- (重度)
- 身体障害者手帳が1級・2級の方 ・知能指数が35以下の方
- ・身体障害者手帳が3級でかつ知能 指数50以下の方
- (中度) ・身体障害者手帳が3級の方
- ・知能指数が40以下の方
- 身体障害者手帳が4級でかつ知能

|福祉タクシー・自動車燃料費助成

福祉タクシー・自動車燃料費助成は相模原市及び城山町でそれぞれ実施しています

助成内容が異なるため、合併時に相模原市の制度に統合します

区分	相模原市	城山町	新 市			
助成内容 (いずれか1 つを選択)	タクシー券(年額) 36,000円 自動車燃料券(年額) ・本人が運転かつ所有 24,000円 ・家族が運転又は所有 12,000円	タクシー券(年額) 36,000円 ガソリン券(年額) 36,000円 バス共通カード(年額) 36,000円	扣塔原士の			
対象者	身体障害者手帳1級・2級の方 療育手帳A1・A2の方 知能指数35以下の方 特定疾患にり患している方 小児慢性特定疾患にり患し ている方 精神障害者保健福祉手帳1 級・2級の方	身体障害者手帳1級・2級・3級の方 療育手帳A1・A2の方 特定疾患にり患している方 リウマチ患者で身体障害者手帳 (6級以上)を所持している方 小児慢性特定疾患にり患し ている方 自立支援医療(精神通院) を利用している方	相関原のの制度に統合 します。			

合併時に城山町で対象としている身体障害者手帳3級、リウマチ患者及び自立支援医療(精神 通院)を利用している方については、経過措置として、合併後1年間に限り支給されます。

環境保全

公園の維持管理

相模原市では市民による自主的な公園の維持管理を推進するため、街美化アダプト制度を導入 しています。一方、城山町では直営で管理しています。合併後は相模原市の制度に統合します。

区分	相模原市	城山町	新 市
街美化 アダプト 活動支援費	算出基準(年額) 【清掃、除草】 19 ,000円 + 1 ,500円 ×(面積 - 0 ,01ha)× 100 【清掃のみ】 11 ,400円 + 900円 ×(面積 - 0 ,01ha)× 100		相模原市の制度 に統合します。

介護保険事業は、相模原市の制度に統合します。

また、新市としての保険料は、合併時に策定する新たな介護保険事業計画に基づき 算定しますが、合併後は、下記の相模原市の保険料額に近い金額になると見込まれます。 介護保険料(年額)

区分	相模原市	城山町	新 市
第1段階	19 200円	22 ,680円	
第2段階	24 ,000円	22 ,680円	
第3段階	33 ,600円	34 ,020円	
第4段階	48 ,000円	45,360円	相模原市の制度に
第5段階	57 ,600円	56 ,700円	統合します。
第6段階	72 ,000円	68 ,040円	
第7段階	84,000円	72 ,570円	
第8段階	96 ,000円	79 ,380円	

第1段階 生活保護受給者・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税 第2段階 世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下 第3段階 世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超

本人が住民税非課税 第4段階

第5段階 本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満

本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上500万円未満 第6段階

本人が住民税課税で合計所得金額が500万円以上1,000万円未満

本人が住民税課税で合計所得金額が1,000万円以上

高齢者福祉





生きがい対策

高齢者大学については、相模原市のみで実施されていますが、相模原市の制度を適 用し、城山町にお住まいの方も相模原市民と同じように受講できるようになります。 高齢者スポーツ大会は、現行のとおりとします。

区分	相模原市	城山町	新市
高齢者大学	4 学部37学科(定員1 200人) 各学科年間24回開催	無	相模原市の制度 を適用します。
高齢者スポーツ大会	無	年1回	現行どおり

|はり・きゅう・マッサージ施術料助成

在宅高齢者及び被爆者手帳の交付を受けている方に対するはり・きゅう・マッサージ施 術にかかる助成については、相模原市のみで実施されています。合併後は相模原市の制度 を適用し、城山町にお住まいの方も相模原市民と同じように受けられるようになります。

区分	相模原市	城山町	新 市
助成金額	2 ,000円 / 月	無	相模原市の制度を適 用します。

寝具消毒乾燥事業については、相模原市のみで実施されていますが、相模原市の制 度を適用し、城山町にお住まいの方も対象となります。

区分	相模原市	城山町	新市
対 象	65歳以上のねたきり高齢者、 ひとり暮らし高齢者等	無	65歳以上のねたきり高齢者、 ひとり暮らし高齢者等
実施回数	消毒(丸洗い) 年3回 乾燥 年3回	無	消毒(丸洗い) 年3回 乾燥 年3回

市民生活

自治会活動等

自治会への助成制度については、当面、現行の支援制度を基本としますが、合併後3年を 目途に見直しを行います。また、広報紙の配布については、市全域に同一の情報を提供する 必要性から、白治会運営に支障のないよう配慮し、会併時に相模原本の制度に統会します

必要性から、日石云連昌に文庫のないより配慮し、古併時に相侯原中の制度に統占します。				
区分	相模原市	城山町	新 市	
広報紙の		1日号~自治会配布	新聞折込	
配布	(1日・15日号)	15日号~新聞折込	(1日・15日号)	
自治会運営助成	1 均等割額・・・9,000円 世帯割額・・・ 200円	自治会館火災保険料	現行どおりとし、合 併後3年を目途に見 直しを行います。	
集会所 建設等 助成	2 土地購入額の1/2 建物の購入、建設、 増改築経費の1/2 融資制度有り	2 建物の新築経費の1/3 建物の増改築経費の1/2 身障者に配慮した建物の増 改築経費の2/3 建物の付帯設備整備経費の1/2	現行どおりとし、合 併後3年を目途に見 直しを行います。	
防犯灯助成	3(設置)設置費の90% (電気料)電気料の90% (維持管理)700円/灯	(電気料)町が負担	現行どおりとし、合 併後3年を目途に見 直しを行います。	

運営助成額は、市自治会連合会が定めている基準額です

集会所建設等助成制度には、対象面積、相模原市のみ)や助成額に制限があります。

防犯灯設置費補助金には、限度額があります。



津久井郡広域行政組合の解散(平成18年3月19日)により、城山町の生活系ごみ・資源の収集やし尿のく み取り等は、相模原市が事務の委託を受けて実施していますが、合併後はその業務は新市に引き継ぎます。

|生活系ごみの収集|

ごみ処理は、住民の日々の生活に密着した行政サービスであることから、城山町に係る収集回数等は現行 どおりとしますが、合併後3年を目途に、段階的に相模原市の制度を基本に統合する方向で見直しを行います。

区分	相模原市	城山町	新 市
収集 頻度	一般ごみ・・・3 回/週 資 源・・・1 回/週	不燃ごみ・・・1回/週	合併後3年を目途に、 段階的に相模原市の制度 を基本に統合します。

子育て支援

保育料(保育園)

相模原市の保育料体系に統合します。

保育料の例(参考)

保育料は世帯の前年分所得税額、前年度分住民税額と児童の年齢によって算定されます。次の表は所得税階層区分のうち、比較的対象者の多い階層の保育料の例です。

9。人の名は所特別相信区力のフラ、比較的対象自の多い相信の体育を70万です。					
前年分所得	税金額(円)	相模原市	城山町	新 市	
	3 歳未満児	18 ,000円	21 ,000円		
20 ,000円	3 歳児	16 <i>4</i> 00円	18 ,900円		
	4 歳以上児	16 400円	18 ,900円		
	3 歳未満児	40 ,100円	48 800円		
160 ,000円	3 歳児	31 ,100円	35 200円	相模原市の制度に 統合します。	
	4歳以上児	28 ,000円	35 200円		
	3 歳未満児	53 200円	64 ,000円		
408 ,000円	3 歳児	31,900円	35 200円		
	4 歳以上児	28 ,000円	35 200円		

公立幼稚園

公立幼稚園については、現行のとおりとしますが、保育料等について調整を行います。

区分	相模原市 (相模湖町)	城山町	新市
入園料	3 ,000円	2 500円	
保育料月額	7 500円	10 ,000円	入園料、保育料、送迎バス及び給食に
送迎バス	無	有	ついては、合併後の新市において均衡が図れるよう必要な調整を行います。
給食	ミルク給食	完全給食	

私立幼稚園就園奨励補助金

私立幼稚園の在園児に対する市町単独補助分については、相模原市の制度に統合します。

区分	相模原市	城山町	新 市
年額/人	満3歳児から5歳児 ・在園児1人の場合 12,000円 ・在園児2人の場合 2人目 24,000円 ・在園児3人以上の場合 3人目以降 36,000円	4 歳児から 5 歳児 一律 48 ,000円	相模原市の制度に 統合します。

小児医療費助成事業

小児医療費にかかる助成事業については、合併時に相模原市の制度に統合します。

区分	相模原市	城山町	新 市
通院・入院	0歳~就学前	0 歳~就学前	0 歳~就学前
入 院	就学後~15歳	就学後~15歳	就学後~15歳

平成19年4月1日から就学前までに拡大する予定。(所得制限あり)

相模原市と城山町の合併協議に関する説明会のお知らせ

相模原市、城山町それぞれの主催により、合併協議に関する説明会が開催されます。

これまで合併協議会で協議してきた内容などをもとに、合併した場合の地域の 将来像などをご説明します。希望者は直接会場へ(車での来場は、ご遠慮ください。)

相模原市主催 説明会日程 下記の表のとおり。各2時間程度 定員100人程度(先着順)

日にち	開始時間	会 場	日にち	開始時間	会 場
5月11日(木)	午後7時	大野南公民館	15 🗆 (🗎)	午後7時	橋本公民館
	Æ /4 2 □±	星が丘公民館	15日(月)	十1夜/时	中央公民館
12□(±)	午後2時	新磯公民館	16日(火)	ケ络っ吐	大野中公民館
13日(土)	ケ络っ吐	清新公民館		午後7時	東林公民館
	午後7時	田名公民館	19日(金)	午後7時	大沢公民館
	14日(日) 午後2時 上 溝 公 民 館 相 模 湖 総合事務所 午後7時 相武台公民館 津 久 井 文 化 福 祉 会 館	上溝公民館	20日(土)	午後2時	図書館(鹿沼台)
		相 模 湖			麻溝公民館
140(0)		総合事務所		午後7時	光が丘公民館
14日(日)		相武台公民館		午後2時	横山公民館
		21日(日)	午後4時	相模台公民館	
		福祉会館		午後7時	小山公民館

【お問い合わせ 相模原市広域行政推進課 ☎042 - 769 - 8206】

城山町主催 説明会日程 下記の表のとおり。各2時間程度

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
日にち	開始時間	会 場	日にち	開始時間	会 場
5月9日(火)	午後7時	城北センター	14日(日)	午後7時	若 葉 台 会 館
10日(水)	午後 7 時30分	小倉自治会館	15日(月)	午後 7 時30分	久保沢自治会館
11日(木)	午後7時	小松自治会館	16日(火)	午後7時	向原自治会館
12日(金)	午後7時	都畑自治会館	17日(水)	午後 7 時30分	葉山島センター
12□(± \	午後1時	町屋自治会館	18日(木)	午後 7 時30分	中沢自治会館
13日(土)	午後7時	原宿自治会館	19日(金)	午後7時	谷ヶ原自治会館

【お問い合わせ 城山町合併推進課 ☎042 - 783 - 8065】

会議開催のお知らせ

相模原市・城山町合併協議会

第2回

日時:平成18年5月9日(火) 午後1時30分から

場所:けやき会館5階大樹の間 (相模原市富士見6 - 6 - 23)

傍聴:100人 (希望者多数の場合は抽選となります。会議開始の30分前までに、

同会館4階第2中会議室にお集まりください。) 内容:合併市町村基本計画など

学校教育



通学区域

小・中学校の通学区域については、現行のとおりとします。

学校給食

小・中学校の給食については、現行のとおりとします。

		· · · · ·	
区分	相模原市	城山町	新 市
小学校	完全給食	完全給食	現行どおり
中学校	ミルク給食 (津久井町地域は完全給食)	完全給食	現行どおり
	でおは日本の中学は公会のもり	<u></u>	

合併後3年間で相模原市の中学校給食のあり方を検討します。

保健衛生

救急医療

救急医療事業については、休日・夜間における急病患者に対する医療の充実を図る ための事業です。

現在、相模原市と城山町の間で協定を締結し、住民サービスに支障をきたさないように対応しています。

区分	相模原市	城山町	新 市
休日・夜間急病	初期救急(軽症患者) ・相模原メディカルセンター急病診療所 ・相模原メディカルと〜午後5時 毎夜間:午後8時(休の内科は午後5時) ~午後811時 ・を発して、中内がより、一急病診療所 ・相模原は、中の大がより、中の大がは、中の大がは、中の大が、の内科は、中ででの内科は、中ででの内科は、中でで、の内科は、中でで、中で、のののが、ののが、ののが、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、	相模原市と協定を締る。 を協ていのカート 原実し、大学の大学の大学の をある。 をある。 をある。 をある。 をある。 をある。 をある。 をある。	相模原市の制度を適用します。

パブリック・コメント

ご意見をお寄せください

相模原市では、城山町との合併について、5月22日(月)までの間、パブリック・コメントを実施します。資料は相模原市広域行政推進課、相模原市役所本館1階行政資料コーナー、相模原市の各地域自治区事務所庶務課・出張所・公民館、津久井文化福祉会館、相模湖交流センターで配布するほか、相模原市ホームページ「パブリック・コメント」でご覧いただけます。

ご意見は、直接持参か郵送、ファクス(042 - 768 - 4066)、Eメール (kouiki-21@city.sagamihara.kanagawa.jp)で、住所、氏名、電話番号を書いて5月22日(必着)までに広域行政推進課へ。

提出書面の様式は問いませんが、口頭や電話でのご意見はご遠慮ください。

いただいたご意見に対する個別の回答はいたしません。また、住所、氏 名等の個人情報を除き、公開させていただくことがあります。

お問い合わせ 相模原市広域行政推進課 ☎042 - 769 - 8206

相模原市・藤野町合併協議会 ホームページ

http://www.sf-gappei.jp 相模原市・城山町合併協議会 ホームページ

http://www.ss-gappei.jp

お問い合わせ先

〒229 - 0036

相模原市富士見6-6-23 けやき会館3階 2042-769-8206 風042-768-4066

E-mail kouiki@city.sagamihara.kanagawa.jp

